

質問回答

平成 25 年 10 月 15 日

イラク国クルド地域下水道整備事業準備調査

(公示日 : 平成 25 年 9 月 18 日 / 公示番号 : 3) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P4、第 7 見積価格 及び内訳書、P22、4. 特別経費(1)一般業 務費等の直接経費 ウ各種保険契約	P4 において戦争保険の付保に が ついていませんが、P22 に 記載のある通り、戦争特約は別見積で提出する という理解でよ ろしいのでしょうか。	ご理解の通り、戦争特約保険料は別見積でご提出 いただけ ます。ただし、エルビル市内については戦争特約対象から外れて おりますので、契約交渉時に金額等について確認させて いた だきます。
2	P5、第 7 見積価格 及び内訳書、P23、4. 特別経費(2)航空運 賃	P5 において航空運賃の見積には ZONE-PEX 運賃を上限の単 価とするとありますが、P23 にあるように路線の変更、他社便の 利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券(正 規料金)を見積の単価としてもよろしいのでしょうか。	ご理解の通り、正規運賃を上限として、見積単価を計上する ことが出来ます。
3	P21、1. 業務工程	本調査における 1 回あたりの滞在制限をご教示ください。1 回の 渡航がビザの関係上 2 週間に限定されるという情報も ありますが、現地調査のスケジュールは 2 週間ごとに出入国 を行い、ビザを更新するという理解でよろしい のでしょうか。	1 回あたりの現地滞在期間は最大 2 週間とし、これを超過する 場合には一度出国し再度査証取得した上で入国する想定に て、プロポーザルの作成をお願いします。 なお、調査実施の段階にて、状況に応じ、現地にて査証延長 手続きを行い 2 週間以上の調査を実施頂く可能性を排除する ものではありませんので、ご注意ください。
4	P23、4.特別経費(3) 宿泊料	宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高い場合には 所定の宿泊料を超えて実費相当額を請求できるとありますが、 見積の段階では貴機構所定の宿泊料を計上し、契約交渉にお いて実費相当額を確認するという理解でよろしい のでしょうか。	宿泊料については、見積もりの段階では、弊機構所定の宿泊 料を計上し、契約交渉において実費相当額をご確認 いただく 予定 です。

		実費相当を計上する必要がある場合には、貴機構指定ホテルの宿泊レートをご教示いただけますでしょうか。	
5	P23、5.現地再委託	社会経済状況の情報収集、環境社会配慮に関する調査及び下水道の整備・運営状況に関する確認調査について、コンサルタントが直営にて当該調査を行う場合、その際に発生する一般業務費等の直接経費(特殊傭人の雇用等にかかる費用含む)も別見積もりすることができるのでしょうか。	同調査の費用は、別見積もりとすることができます。
6	その他	相手国の便宜供与(家具・LAN 付事務所、地図(CAD 及び衛星写真)、関連データ・報告書等)があればご教示ください。	基本的に、相手国の便宜供与は先方との協議の際に使用できる先方機関の会議室利用程度となります。
7	その他	調査団の執務スペースとして、十分な安全対策が施されたオフィスを確保する必要がありますが、貴機構エルビル連絡事務所を調査団執務スペースとして利用することは可能でしょうか？もしくは、貴機構として安全対策が十分と考える事務所及び事務所賃料をご提示いただけますでしょうか。	弊機構のエルビルフィールドオフィスを執務スペースとしてご提供することはできません。 滞在先ホテルの会議室等を執務スペースとして利用することを認めることとします。

以上